

全国一般神奈川

発行者
 全国一般労働組合全国協議会神奈川
 横浜市中区翁町1-5-14
 新見翁ビル4F
 TEL. FAX.
 045-319-4391

21春闘をとともに闘おう！

労働条件は使用者と労働組合との協議で決定していくルールも確立を！

21春闘がスタートした。コロナ禍、緊急事態宣言が継続している真只中で私たちは21春闘に取り組む。明らかにこれまで経験したことのない状況での春闘となる。また、改めて職場の労働条件改善の取り組みや、企業内だけの取り組みだけでは一つも前に進まない状況であることも明らかになり、今春闘で私たちが何を取り進むのか明確にしながら進めていきたい。

全国一般全国協は1月30、31日、リモートで各県代表者会議を開催し、春闘方針を確認してきた。メインスローガンは「8時間働けば暮らせる社会を実現しよう」誰でもどこでも1日8時間、週40時間労働で持続可能な生活が営める社会の実現しよう。この議論の経緯を踏まえ、2月28日支部代、春闘学習会で議論し、21春闘方針を確認していききたい。

神奈川の取り組みの第一は、各職場で春闘を取り組むことである。雇用と労働条件を守るためにも、職場に組合を根付かせ、労働条件については使用者と労働組合との協議で決定していくルールを職場で確立することである。次に、最賃の大幅アップ等、非正規労働者の均等待遇の実現である。増え続ける非正規労働者の待遇改善なくして「8時間働ける生活」は不可能である。更に、コロナ禍で厳しい状況下にある非正規労働者の雇用と生活を守る取り組みが必要だ。県共闘神奈川労働相談センターには「仕事を減らされた」「雇用調整助成金がもらえない」との相談がきている。地域の仲間と共に、コロナ禍で厳しい状況に立たされている労働者と連携していかなければならない。同時にコロナ禍で命と生活を守る取り組みが必要となっている。労働者だけでなく、すべての生活者が持続した生活を守るために、国の政策等使えるものをなんでも利用しながら命と生活を守る取り組みが求められている。当然、私たちがだけで、あるいは今春闘で実現できる課題ではないが、私たちが雇用を守り、安心して生活を営んでいくために一歩一歩前に進めていきたい。コロナ禍を経験したことが、次の社会の実現に向けた取り組みに活かしながら、職場、地域を繋いだ春闘に取り組もう。生きるため、生き抜くための21春闘をとともに闘おう！

(委員長 沢口)

スケジュール

- 2月10日 19時 事務所 神奈川合同支部会議
- 2月11日 12日 岡部事務所 しらゆり歯科法対
- 2月12日 18時 横浜YMC A 横浜YMC A 団体交渉
- 2月12日 19時 事務所 県共闘幹事会
- 2月14日 10時 事務所 機関紙発送作業
- 2月15日 19時 事務所 第5回担当者会議
- 2月18日 19時 事務所 神奈川労働相談センター会議
- 2月19日 12時 経団連前 権利春闘総行動
- 2月20日 14時 事務所 みんなの未来計画会議
- 2月20日 18時 海老名 エイボン会議
- 2月21日 12時 事務所 横浜交通開発会議
- 2月21日 13時 事務所 横浜YMC A 会議
- 2月21日 14時 寿公園 寿労働相談
- 2月25日 17時30分 西口 JAL 横浜西口情宣行動
- 2月25日 19時 事務所 県共闘事務局会議
- 2月28日 14時 Lプラザ 第5回支部代表者会議 春闘学習会
- 3月2日 15時30分 東京高裁817 しらゆり歯科第一回控訴審
- 3月6日 14時 事務所 郵政会議

全国一般全国協各県代表者会議に参加して

1月30日、31日と2日 新型コロナウイルスの全国的拡大に
間にわたって全国協の各県代 新型コロナの全国的拡大によ
がズーム方式で行われ、1日 つて急速に加速しています。
目の30日に関内事務所に於 特に非正規や女性、中小企業
いてリモートで参加しまし 労働者の生活は危機的な状況
た。1日目は、21春闘方針 にあり、中小零細企業労働者
案の提案、その後東大名教 生活・命を守る砦として全
授の田端博邦氏による講演 国協の責務を改めて再認識す
最後にユニオン北九州からの る必要性が冒頭、平賀委員長
組織化をテーマとした活動報 から発信されました。続いて
告という構成でした。 渡辺書記長より21春闘の柱
として、昨年までと違いベ
安倍・菅政権のもとで広が スアップの統一金額は設定せ
り続けてきた貧困と格差は、 ず、8時間働けば暮らせる社
会の実現のため、各職場で状 況に即した具体的賃金要求を
地道に行うことや、「パート・ 有期労働法」を活用した同一
労働同一賃金の獲得などが提 起されました。
「労働組合への期待」とい うテーマでの田端教授の講演
では、組織率が低下している 現状に対して、現在の労働運
動自体に社会の在り方を変え るという視点が欠けている、
使用者との個別の労使関係を 超えた目指すべき社会像が示
せていない、その結果として 経済界や保守政権が目論んで
いる、組合を企業内組合化す る分断化戦略が進んでいると
いう分析が示されました
最後のユニオン北九州本村 委員長による組織化報告の中
では、25年前に9名からス タートした組合が、680人
目の加入により各県代開催時 点で165名の組合員数にな
ったデータが示されました。

1人から70名まで組織化し た分会がある一方で、数字差 が示すように個人加盟から職 場で組合を継続することの難 しさは、地域合同労組の共通 の課題です。

私たちが神奈川でも医療や介 護などテレワークができない 業種の労働環境の過酷化だけ でなく、休業やシフト減少な ど生活基盤を脅かす難しい状 況も発生しています。地域合 同労組の強みは他業種・他職

場の労働条件や職場環境向上 の取り組みを共有化できるこ とです。雇用の安定と生活で きる賃金の実現のために、 各々の組合員が当事者として 職場の状況・特有の問題と向 き合いながら、地域合同労組 としての強みを生かして21 春闘をともに闘っていきまし よう。

(八木)

3月2日 高裁の闘いへ!

しらゆり歯科

安全で働きやすい職 場、衛生環境改善に努め ながら働いていた組合 員2名の不当な懲戒解 雇は、昨年11月26日 の横浜地裁判決で撤回 されました。しかし、懲 戒解雇が撤回されたに もかかわらず雇用継続 は果たされず12月7 日に東京高裁へ控訴し ました。この間、控訴理 由書の作成や茅ヶ崎駅 南口で、上林医院長は、

労働委員会に出廷し証 言に立ち、雇止め理由を 話してください、と朝ビ ラ行動を取り組みなが ら第1回高裁開廷の準 備をしていきましたが、い よいよ3月2日第1回 高裁で闘いが始まりま す。ご支援をよろしくお 願いいたします。

また、県労委の不当労 働行為申立の闘いは、組 合側の証人尋問を終え、 1月29日に開催され

た調査で、会社側の証人 尋問は会社側が証人出 廷を拒否しているため 行わないこととなり、求 釈明と最終陳述書を次 回3月15日までに提 出することを確認し調 査は終了しました。不当 労働行為救済申し立て の闘いは終盤にさしか かって来ました。

今、コロナ禍で多くの パート、アルバイトが職 を失っています。経営者 がいとも簡単に解雇や 雇止めができる社会 ではなく、ともに助け、 支えあえる社会を求め るこの闘いに連帯とご 支援をよろしくお願 いたします。(佐藤)

【高裁期日】 3月2日13時20分
場所 東京高裁817号法廷にて
【県労委期日】 3月15日11時
場所 労働委員会1プラザ7階

忘れていませんか? 21春闘アンケート

組合員の皆様へ 1月機関紙と共に郵送しました 21春闘アンケート用紙が、続々と事務所に届いて います。お忘れの方はいますぐ、以下のQRコード アドレスまで写メでお送り下さい!



コロナ禍の下で労働 条件の低下、格差の拡 大が進行しています。 職場から、地域からの 要求作りと点検のため にアンケートを実施し ています。21春闘で の要求実現に向けて頑 張りましょう!